

## 定例記者会見 市長コメント（概要）

### ①令和5年12月釜石市議会定例会付議事件について（資料1）

12月11日に招集する定例会に付議する事件は25件。内訳は、専決処分の承認1件、条例11件、予算5件、その他の議案7件、人事案件1件。

この中で、「条例」は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例などを提案する。

次に12月定例会に提案する補正予算についてである。

資料の1-3「予算の概要と主要事業」の1ページをご覧ください。

今議会に提案する補正予算は、専決処分1件のほか、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業会計の5件である。

令和5年度補正予算の専決処分についてである。資料の17ページをご覧ください。

令和5年度補正予算の専決処分は、一般会計第5号の補正額が3億9,500万円の増額で、補正後の予算額を220億3,900万円としたものである。

内容は、資料19ページをご覧ください。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、物価高騰による家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯あたり7万円の現金給付を行うもので、年内の支給開始に向けて11月29日付けで補正予算を専決処分したものである。

次に、令和5年度12月補正予算についてである。資料の1ページをご覧ください。

一般会計の補正額は1億6,000万円の増額で、補正後の予算額を221億9,900万円としたところである。

また、今議会における補正予算では、新型コロナウイルス感染症に係る支援事業などを計上するとともに、新庁舎建設事業にかかる債務負担行為の補正などを行っている。

今回提案する予算のうち、主要な事業を説明する。

資料3ページ番号1の「新型コロナウイルス感染症経済対策事業」、予算額2,598万円は、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー類の価格高騰の影響を受けている市内中小企業者の事業継続に向けた支援金の支給と、燃油価格の高騰に直面する市内貨物自動車運送事業者の安全かつ安定した貨物輸送の維持・確保を図るための支援金を給付しようとするもの。

資料4ページ、番号5の債務負担行為、「新庁舎建設事業」限度額68億1,756万2千円は、資材等の高騰に伴い、契約を含めた工事スケジュールの調整が必要となったことから、債務負担行為を補正し、新庁舎建設事業の計画的な進捗を図ろうとするもの。

その他の主要な事業については、資料3ページ以降をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としている事業は、資料の15ページにまとめているのでご参照願う。

## ②新市庁舎建設について（資料2）

新市庁舎建設事業については、令和5年10月2日に、価格のほか入札参加者からの技術提案などの評価を行い落札候補者を決定する、一般競争入札簡易型総合評価落札方式を採用し、建築主体工事の再度入札公告を行ったところである。

入札参加については、申請期限である10月13日までに市内建築A級2者を含む3者の共同企業体と、市内建築A級1者を含む2者の共同企業体の2つの共同企業体から申請があった。

11月7日には、技術提案などの提出を受け新市庁舎建設施工者選定委員会において評価を行い、同月16日に入札を執行した結果、「戸田・山崎特定建設工事共同企業体」を落札者として決定した。

同月22日に落札者と仮契約を締結したことから、本定例会において、請負契約の締結に関する議案を提出しており、議決をいただいた際には、速やかに工事に着手してまいる。

なお、電気設備及び機械設備工事については、建築主体工事の落札を受け、所要の予算について、昨今の社会情勢の変化に伴う資材高騰などを考慮した調整を行うとともに、建築主体工事及び監理委託を含めて事業費を整理し、本定例会において、改めて債務負担行為の補正を計上しており、議決をいただいた際には、速やかに発注手続を進めてまいる。

発注手続が順調に進んだ場合、建築主体、電気設備及び機械設備の新市庁舎建設に関する全ての工事が今年度中に着手出来るものと考えており、令和7年度中の完成を見込んでいる。

引き続き、市民の皆様にご理解をいただきながら、円滑な発注手続及び工事の推進に努めてまいる。

## ③唐丹町小白浜地区漁具置場擁壁崩落に伴う対応状況について（資料3）

唐丹町小白浜地区漁具置場擁壁については、復興事業により漁具置場として、令和3年3月に完成したが、完成後間もなく上部に近接する住宅のベランダに変位が見られ、同年5月に発生した震度5弱の地震により擁壁が沈下したことから、専門家の意見を伺いながら沈下対策工事の検討及び変位の観測を行ってきた。

その後、変位が収束したことから、本年7月から沈下対策工事を行ってきたところであるが、工事中の10月31日に再び擁壁に変位が見られたため、一旦工事を中止し、周辺的安全確保のため、地盤の動きを計測する伸縮計を擁壁付近と住宅付近の2箇所に設置し、経過観測を実施していた。

11月17日に降り続いた総雨量113ミリの豪雨の後、同日の午後6時から再び擁壁に変位が見られたため、職員による現場確認をするとともに、擁壁の上部に近接する住宅2世

帯に変位の状況を説明するなど、地域住民の安全確保を最優先とした対応をしていたが、翌日 18 日の午前 8 時には擁壁付近に設置した伸縮計の総変位量が約 5 センチメートルになり、午前 8 時 20 分頃に擁壁の一部が崩落した。

住宅付近に設置した伸縮計に変位は見られなかったが、崩落後には、擁壁の上部に近接する住宅 2 世帯に唐丹地区生活応援センターへ避難いただき、同日中に、復興公営住宅の空き室を緊急避難先として入居できるよう対応したところである。

現在、擁壁の付近の安全を確保するため、崩落した擁壁の変位を抑えるための応急対策工事並びに崩落原因の特定及び復旧に向けた調査設計などを実施している。

今後も、現場の安全対策を徹底するとともに、一日でも早い地域の安全安心確保のため、本復旧に向け鋭意取り組んでまいります。